

自民党・新政クラブ 議長諮問及び市側からの回答に対する考察

○予算決算委員会導入の経緯

現在行われている予算及び決算の分割付託は「議案一体の原則」から逸脱しており適法状態ではない。現状の改善を図るため、議会改革実行委員会にて予算決算委員会の設置を決定し、予算決算委員会の素案策定作業を進めてきた。市側からの素案に対する意見を踏まえ、新たに素案を再検討する必要がある。

○現状の課題解消のための変更点

予算決算委員会では、会議時間が定刻を超過することによるコストの圧縮及び効率的かつ円滑な委員会審議と議案等への賛否に繋げるための質の高い質疑を実施し、かつ市民への提供情報拡大を図るための動画配信を行う環境を整えるため、以下の点を導入するべきと考える。

- ① 定刻内に終了するための持ち時間制による委員会審議。(分科会・予算決算委員会も同様)
- ② 質問予告公開及び議員を個別に検索できる進行体系への移行と市側の答弁の事前準備のための事前通告。
- ③ これらの進行を踏まえた委員外議員の発言見直し。
- ④ 常任委及び分科会、予算決算委員会は予算書のページごとによる進行から通告による進行へと変更する。

○市側の負担軽減ための留意点

- ① 勉強会は一括して全議員に行う。
- ② 市側の出席者は議案等及び質疑通告による。
- ③ 定刻内の審査完了。
- ④ 市長の出席は現行通り必要に応じて判断する。
- ⑤ 市側の意向に応じて休会日を追加する。

【資料 3－3】

議会改革実行委員会 3 月 5 日決定事項への意見

2026.4.9

公明党

・議長からの諮問事項について

質問時間を決める。

・議会改革実行委員会の決定事項に関する申入れへの対応について

項目 1、予算決算委員会：質問時間を決める。通告制にする、最低でも事業名まで

項目 3、委員会の動画配信：厳正なルールの作成など→その通り！市側から言われるまでもなく。委員長の采配。

以上

議会改革実行委員会協議内容に対する意見

2026 年 4 月 9 日

日本共産党

1. 委員会の時間外対応について

委員会事議案の数や審議時間が異なるので一概には言えないが、委員会の所管が変わったことも要因の一つとして、時間が超過してしまう委員会も散見される。

残業代の支出が多額であることは資料からも確認できた。しかし、審議時間を短くすればよいという安易な考えではなく、しっかり審議する時間（議会としてチェック機能を果たすという本来の役割）を確保するためにも、17 時に終わらなければ翌日に延会するなど、体制を整える必要があると考える。

県内の自治体でも、一般質問を先に行い、その後委員会審議を行っている自治体もあることから、現行と入れ替えた場合のメリット・デメリットを明確にしながら、職員・議員双方にとってより良い方法を模索していくことが必要ではないか。

2. 申し入れに対する市長からの回答について

①予算決算委員会の実施について

予算決算委員会については、他市の事例を参考に実行委員会でかなりの時間をかけて話し合いを行い、現在提案している形にまとまった経過がある。行政には、議員が提案した内容をしっかり受け止めてどうしたら実行できるかを考えていただきたい。行政としても、他市がどのように議会と向き合っているかを確認していただきたい。

行政が議員の一般質問の縮減まで言及するのは問題があると感じている。

②委員会の動画配信について

行政の言われる「負担」とはどのようなことを指すのか明らかではない。何が課題であるのか、しっかりと課題を共有したいと思っている。こちらの意図が十分伝わっていないのが残念である。

行政からの回答全般に言える事であるが、議会がなぜ変える必要があると考えて話し合ってきたのかが伝わっていないように感じる。

平行線のままでは一向に進まないため、委員会の場合でも申し上げたが、双方が顔を合わせて議論できる場の設定を求めたい。

議会改革実行委員会協議内容に対する意見

2026 年 4 月 9 日
神奈川ネットワーク運動

1. 常任委員会における職員の時間外対応について

時間外対応が職員の負担となっていると認識しており、その負担を軽減していく為にも、何らかの対応を議会としても検討していくべきである。そのため、委員会が 17 時に終了しない様であれば、翌日に延会する体制がとれるよう、迅速に体制整備を行っていくべきである。全ての委員会が 2 日間開催できるような議会日程を早急に検討すべきである。

また、委員会審議に対し職員も議員もできるだけ負担なく望めるよう、一般質問と委員会を入れ替えた日程とすることも検討すべきだと考える。

議会初日後すぐに、一般質問（一般質問の聞き取り、すり合わせは議会会期前に済ませておく）、その後委員会、となることで、職員の負担もかなり減るのではないと思われる。

2. 行政への申し入れ事項

- ①予算決算委員会の実施
- ②委員会の動画配信
- ③一般質問の一問一答
- ④代表質問

既に、議会改革実行委員会の決定事項として、行政側に投げかけていることである。行政は、先ず議会が決定したことを重く受け止めて欲しい。実施を前提に検討する上で、行政としてどのような事を課題と捉えているのかを議会へ示してほしいだけであり、実施方法を伺っているのではない。「議会がどのような考えでそれぞれの項目を決定していったのかということが伝わっていない」というのが市側からの回答を見て感じた率直な意見である。

しかし、委員会が決定事項として投げかけた資料をみると、決定事項だけを伝えているだけであり、委員会内での議論、検討内容を十分に伝えるものとなっていないとも感じている。

そのため以前から委員会内で提案しているが、行政職員との意見交換会を議会改革実行委員会で行うべきである。何故変更していきたいのかという目的、議会での議論内容と決定までの経緯、実施に向けた検討内容等を意見交換し、早急に実施に向けた取り組みを行っていくべきと考える。

「議会改革実行委員会の決定事項に関する申入れ」へ対する
市長からの回答に関する虹の会の意見

前回(本年 3 月 5 日)の議会改革実行委員会において、同委員会の決定事項に対して、市側から回答が示されたことから、以下の三点について虹の会として、下記の通り意見をまとめた。

①議長諮問の委員会審査における時間外対応に関する意見

すでに既存の体制でできる配慮は十二分に行われている。これ以上は必要な審議を削減することにつながりかねない。大和市議会基本条例には「**議事機関である議会及び議会を構成する議員は、執行機関と健全な緊張関係を保ちながら監視機能を十分に発揮し、多様な民意を反映しながら政策立案機能の向上を図る必要がある。**」と明記されており、審査になんらかの制限をかけることは適切ではないと考える。

決算や予算において職員の時間外対応が発生する構造上の問題として、本会議初日に次いで直ちに委員会審査に入り、後に一般質問という日程そのものに問題がある。一般質問を日程の序盤に置き、委員会審査を後にすることで、審査に影響を与えず調整は可能である。

②予算決算委員会について

これは議会としての決定事項であり、その実施にあたって市側に意見を求めたものであり、そもそも市側の回答はその領域を逸脱している。市側が指摘している内容は委員会でも議論され、結論に至っている。それを根底から覆す市の姿勢は看過できない

③についても②と同じ

議会改革実行委員会における議長諮問と市長からの回答についての会派意見

立憲民主党

1、議長からの諮問事項について

労働時間については可能な限り極限まで短くすべきと考えるので、現状が看過できないことは言うまでもない。議会として委員会を確実に 17 時までには終わらせられるよう、実効性ある取り組みをするべきである。

2、予算決算委員会概要案に対する回答について

「本会議で可能であるから予算決算委員会での総括質疑は不要と思料される」とのことであるが、総括質疑後に全議員出席の上で討論と採決を行うのであれば本会議で質疑の重複が起きることは考えづらく、市側の懸念は杞憂に終わるものと思われる。

「一般質問との意義、趣旨の違いを明確に」とは全くもってその通りであり、大和市議会での一般質問が相当に鷹揚なものとなっていることには、会派としてもはっきりと問題意識を抱いている。本来、議案については議案審議の場で質問し、一般質問では取り上げないという不文律が遵守されているとは言い難い状況には危機感を感じるところであり、市側が求めるような制限を課す必要はないまでも、議員一人一人がするかどうかも含めて質問内容について吟味を徹底しなくてはいけない。

3、委員会の動画配信案に対する回答について

事前通告制、反問権の付与、持ち時間制の導入を会派としては認める。委員外議員制についても検討を行うことについては認める。しかしながらいずれの事項についても全議員の質疑のあり方に関わることなので、全会一致での決定に時間も労力も最大限費やすことが望ましいと考える。

予算決算委員会に関する所見（大和維新×iRAISE）

賛成する点：全体の時間管理

委員会審査に全体的な時間制限を設けることはコスト削減・効率化の観点から合理的であり、支持する。

反対する点：事前通告制

① 委員会は市民の代表として税の使われ方を審査し執行部を監視する場であり、一般質問とは本質的に性格が異なる。事前通告は執行部に答弁準備の余地を与え、議会の監視機能を損なう。

② 持ち時間制と事前通告制は構造的に矛盾する。

審査の過程で新たな問題点が浮上した際や、特定の論点を深掘りすべき場面での追加質疑が実質的に制限される。委員会審査は事前想定をこなす場ではなく、動的に問題点を掘り起こす場であるべきであり、この組み合わせでは実質的な審査とは言えない。

以上。